

札幌市職員の懲戒処分について

下記の事案につきまして、関係職員の懲戒処分を行いました。

記

1 事案の概要

被処分者は、令和3年3月から令和5年4月にかけて、当時自身が担当していた被保護世帯288世帯のうち、6世帯について生活保護費（以下「保護費」という。）514,165円を過小支給、2世帯について777,636円を過大支給したほか、1世帯について保護費437,301円を過大に返還させる決定を行い、計9世帯について1,729,102円の影響を及ぼす複数の不適切な事務処理を行った。

また、被処分者は過小支給となった保護費の一部を私費で補填し、申請書類等の廃棄、上司の決裁印の無断使用、書類の偽造など不適切事務の隠ぺいも行っていた。

さらに、被処分者の所属長は、令和4年7月に1世帯の不適切事務を把握していながら、必要な処理及び報告を怠っていた。

被処分者の行った行為は、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務を定める、地方公務員法第32条、信用失墜行為の禁止を定める同法第33条の規定に抵触するものである。

2 処分日

令和6年（2024年）1月22日（月）

3 被処分者及び処分内容等

西区 一般職 男性 20歳代 停職2月

4 管理監督責任

環境局（当時：西区） 係長職 男性 50歳代 戒告

西区 課長職 男性 60歳代 減給2月

西区 部長職 男性 50歳代 文書厳重注意